

消 防 計 画

第 1 章 総則

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項の規定に基づき、建物名称またはテナント名称における防火管理の徹底をはかり、火災やその他の災害を予防すると共にこれらの災害による物的、人的被害を軽減することを目的とする。

第 2 条 この計画は、建物名称またはテナント名称に勤務する者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

第 3 条 防火管理者は、＜防火管理者の氏名＞とし、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行う者とする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等、消防用設備等の自主点検の実施及び自主点検検査員の指導監督
- (4) 火気の使用及び取扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の適正管理
- (6) 管理権原者等に対する助言及び報告
- (7) 電気設備、消防用設備等点検修理業者との協議及び指導監督
- (8) 防火管理業務委託業者（警備保障会社等）との協議及び指導監督（別添 1）
- (9) その他防火管理上必要な業務

第 4 条 防火管理者は次の業務について消防機関への報告、届け出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等点検結果報告書の提出
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請（別添 2）
- (5) その他、防火管理上必要な業務

第 2 章 管理の範囲（管理権原者複数の場合必要です）

第 5 条 ＜建物名称＞においては、管理について権原が分かれているため、当該権原の範囲を次のように定める。

- (1) 建物所有者が管理権原を有する部分は＜例＞ 共用部である。
- (2) ＜例＞株式会社〇〇が管理権原を有する部分は＜例＞ 1 階〇〇部分である。
- (3) テナント＜店舗名＞の管理権原者＜法人名＞の管理権原を有する範囲は、テナント部分と当該防火対象物の共用部分の＜例＞ 3 階廊下である。
テナント_____の管理権原者_____の管理権原を有する範囲は、テナント部分と当該防火対象物の共用部分の_____である。

（該当する場合は）上記の管理範囲については、別紙で添付する。

第3章 予防管理対策

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、火気使用設備・器具、電気設備及び消防用設備等の点検検査を行う自主点検検査員を「予防管理組織表」(別添3)のとおり指定する。

第7条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備・器具、電気設備等の日常維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備・器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

第8条 自主点検検査員は、建物、火気使用設備・器具、電気設備及び消防用設備等について点検検査表(別添4、5)に基づき点検又は検査を実施し、その結果を防火管理者に報告し、過去3年分は保管するものとする。

第9条 自主点検検査の実施時期は次の通りとする。

<各項目の自主点検検査を実施する月日を記載>

検査対象		点検対象			
建物	6月 1日	消防用設備等	消火器	月 日	月 日
	12月 1日		自動火災報知設備	月 日	月 日
火気使用設備 ・器具	月 日		避難器具	月 日	月 日
	月 日		誘導灯	月 日	月 日
電気設備	月 日		屋内消火栓設備	月 日	月 日
	月 日		その他の設備	月 日	月 日

第10条 防火管理者は、自主点検検査の実施結果及び点検修理業者の実施結果を、「建物、火気使用設備、消防用設備等点検検査記録簿」(別添6)に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、___年に1回高槻市___消防署長に報告しなければならない。

特定防火対象物→1年に1回

非特定防火対象物→3年に1回

第11条 管理権原者は、1年に1回(予定日:___月___日)当該防火対象物を防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を高槻市___消防署長に報告するものとする。ただし、特例が認められている期間は省略することができる。

第11条については防火対象物点検が必要な場合のみ記入

第4章 火災予防措置

第12条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備・器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) その他防火管理上必要な事項

第13条 建物名称またはテナント名称に勤務する者及び出入りするすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー等には、避難上支障となる物品を置かないこと
- (2) 消防用設備等の周囲には、装飾をせず、その機能を阻害しないこと
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関（119番）に通報するとともに、防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること
- (4) 喫煙は指定された場所で行うこと

第14条 火気を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 厨房内は常に整理整頓しておくこと
- (2) 火気使用設備・器具は、使用前後に必ず点検を行い安全を確保すること
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること
- (4) 終業時には、吸い殻等を指定場所へ集めること

第5章 自衛消防の組織

第15条 建物名称またはテナント名称の自衛消防活動のため、<例>防火管理者、店長等を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を「自衛消防隊編成表」（別添7）のとおり指定する。

- 隊長 長 自衛消防隊の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに公設消防隊と密接な連携を保つ
- 指揮者 隊長を補佐し、指示、命令の伝達を行う
- 通報連絡係 消防機関に対する通報及び確認を行う
従業員等への出火の報知及び公設消防隊への情報提供を行う
- 避難誘導係 非常口等を開放し、避難誘導にあたる
- 消火係 消火器、屋内消火栓等を用いて初期消火を行う

第16条 自衛消防隊長は、人命の安全を確保するため、消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した「避難経路図」（別添8）を作成し、従業員すべてに周知徹底しなければならない。

第6章 震災対策

第17条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第3章に基づく建物及び火気使用設備等の点検検査にあわせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付随する看板、外壁等及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の確認
- (2) 火気使用設備・器具の転倒落下防止措置及び自動停止装置等の作動状況の検査の実施

第18条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備・器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始するものとする。

第19条 震災に備え次の品目の物品を常に持ち出せるように準備しておくものとする。

〔 非常食（2～3日分） 携帯ラジオ 懐中電灯 飲料水
その他必要なもの（乾電池等） 〕

第20条 地震時の活動は、第5章によるほか、次の措置を行うものとする。

- (1) 火災が発生した場合には、安全確保に留意しながら、自衛消防隊長の指示により消火にあたる。
- (2) 防火管理者は被害状況を店内放送等により全従業員に知らせ、必要な事項を指示するとともに、関係防災機関（テレビ、ラジオ、インターネット、防災機関等）から情報を積極的に収集すること。
- (3) 避難場所は ＜例＞城跡公園 とする。
集結場所は ＜例＞敷地内駐車場 とする。
- (4) 避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

第7章 防災教育・その他

第21条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

対象者	実施時期	内 容
全 員	6月	・ 消防計画の周知徹底
	6月	・ 火災予防上の注意事項の徹底
	6月	・ 従業員各自の任務及び責任の周知徹底
	6月	・ 震災対策に関する基本事項
新規（ <u>職員</u> ）	その都度	・ その他火災予防上必要な事項

第22条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

訓練種別		実施時期	訓練内容
部分 訓練	消火訓練	毎年 6月 12月	消火器、屋内消火栓等の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練	毎年 6月 12月	公設消防機関（119番）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	毎年 6月 12月	避難誘導要領及び避難器具等の取扱要領の習熟を図る。
総合訓練		毎年 6月 12月	消火、通報、避難誘導等の訓練を連携して実施し、必要と認める場合には消防機関へ指導を要請する。

第23条 常時、次の資料を <例>店舗事務所内 に備えておくものとし、火災発生等の災害発生時には非常持ち出しするものとする。

- (1) 建物平面図、立面図、消防用設備等関連図面等
- (2) 消防計画書、消防用設備等維持管理台帳（別添及びその他必要な書類）

附 則 この消防計画は _____ 年 _____ 月 _____ 日から適用する。

防火管理者の選任年月日と同じ日付で可

防火管理業務の委託状況（防火管理者選任日→ 年 月 日現在）

防火対象物	名称	〇〇ビル			
	委託する対象物の区分	<input type="checkbox"/> 全域 <input checked="" type="checkbox"/> 一部（委託部分:2階 〇〇部分）			
	委託の方式	<input type="checkbox"/> 常駐方式 <input type="checkbox"/> 巡回方式 <input checked="" type="checkbox"/> 遠隔移報方式 <input type="checkbox"/> 常駐かつ遠隔 <input type="checkbox"/> 巡回かつ遠隔 ※常駐方式とは契約物件に1名以上駐在して警備を行う方式 巡回方式とは1日のうちに数回巡回して行う方式 遠隔移報方式とは自動火災報知設備と通信回線による移報システムとの組み合わせにより、火災異常の有無を遠隔により監視して行う方式			
受託者	法人等	名称	〇〇警備会社		
		住所	上記法人の住所及び電話番号を記入 （電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）		
受託者の行う防火管理業務の範囲・方法		範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火災等異常の遠隔監視・現場確認業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災等が発生した場合の初動措置（初期消火・通報連絡・避難誘導等） <input type="checkbox"/> 関係者への通報 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		方法	警備時間 <input type="checkbox"/> 営業日等 時 分～ 時 分 <input type="checkbox"/> 上記以外 時 分～ 時 分 <input checked="" type="checkbox"/> 24時間 現場確認要員待機場所 名称:〇〇警備会社〇〇待機所 住所:上記待機場所の住所及び電話番号 電話: 到着確認所要時間（ ）分←待機所から到着までの時間		
特記事項					

※選択肢のある項目については、該当する項目の口を☑する

年 月 日

(あて先) 高槻市 消防署長

届出者 (防火管理者 ・ 防災管理者 ・ その他)

住所

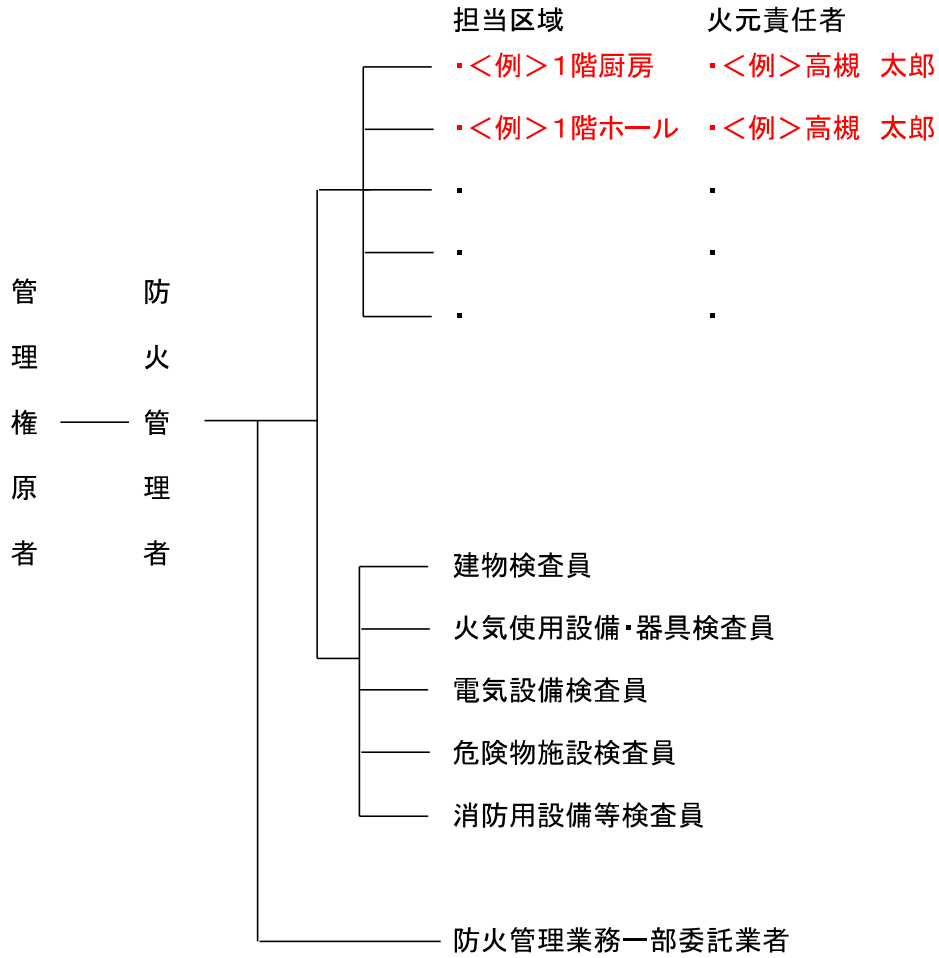
氏名

自 衛 消 防 訓 練 通 知 書

防火対象物の所在地					
防火対象物の名称及び業態		名称:	業		
		電話番号:	態		
日 時		午前 時 分まで			
訓練種別	部 分 訓練	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 自衛消防訓練通知書の届出時に使用する様式ですので、消防計画の届出時は添付のみで内容の記載は不要です。 </div>			
	総 合 訓練				
	その他 訓練				
	防災管理に係る訓練				
消防職員又は消防隊の派遣要否		消防職員	要	否	
		消 防 隊	要	否	台
訓練参加人員		要請車両の種別			
実施内容					
警備	/	指令調査	/	広報	/

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 訓練の種別及び派遣の要否欄については、該当するものを○でかこむこと。
 - 実施内容欄に、内容が記載しきれない場合には別紙とすること。
 - この通知書は、事前通知が原則ですから、あらかじめ約1週間前までに提出してください。なお、消防職員等の派遣が必要な場合、訓練依頼書としても使用できますが、約2、3週間前から訓練内容の細部について来署のうえ調整して下さい。

予 防 管 理 組 織 表



自主検査チェック表（定期）

（凡例） ○ 良 × 不備・欠陥 改修日（ / ）

実施項目及び確認箇所		検査結果
建物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等ないか	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか	
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等ないか	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラスなどの落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形はないか	
	(5) 外壁(貼 貼石・ き上がり 各種構 種) 防火管理者が自主点検時に使用する様式ですので、消防計画の届出時は添付のみで内容の記載は不要です。	浮
	(6) 屋外階段	
	(7) てすり 支柱が	
	(8) 消防隊	
防火施設	(1) 外壁の構造及び開口部等	
	・外壁の耐火構造等に損傷はないか	
	・外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか	
	・防火戸は円滑に開閉できるか	
	(2) 防火区画	
	・防火区画を構成する壁、天井に破損がないか	
	・階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか	
	・自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか 確認要領 ○常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する ○煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を閉めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する	
	・防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか	
	・防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか	
・防火ダンパーの作動状況は良いか		
避難施設	(1) 廊下・通路	
	・有効幅員が確保されているか	
	・避難上支障となる設備・器具等の障害物を設置していないか	
	(2) 階段	
	・手すりの取付部の緩みと手すり部分の破損はないか	
	・階段室内の内装は不燃材料になっているか	
	・階段室に設備・器具等の障害物を設置していないか	
	(3) 避難階の避難口(出入口)	
	・扉の開放方向は避難上支障ないか	
	・避難扉の錠は内部から容易に開けられるか	
・避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か		
・避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか		

火気使用設備・器具	(1) 厨房(大型レンジ・フライヤー等)・ガスコンロ・湯沸器	
	・可燃物品からの離隔距離は適正か	
	・異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか	
	・ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか	
	・油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか	
	・排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか	
	・燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか	
	(2) ガスストーブ・石油ストーブ等	
	・自動消火装置は適正に機能するか	
	・火気周囲は整理整頓されているか	
電気設備	(1) 変電設備	
	・電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか	
	・変電設備の周囲に可燃物を置いていないか	
	・変電設備に異音、過熱はないか	
	(2) 電気器具	
・タコ足の接続を行っていないか		
・許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか		
危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	
	・標識は掲げられているか	
	・掲示板(種類・数量等)には、正しく記載されているか	
	・換気設備は適正に機能しているか	
	・容器の転倒、落下防止措置はあるか	
	・整理清掃状況は適正か	
	・危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか	
	・屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか	
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	
	・標識は掲げられているか	
	・貯蔵取扱所周囲に火気はないか	
・整理整頓(集積)の状況は良いか		

	判定	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施者氏名	防火管理者確認
建物構造	良好・不備	年 月 日			
防火施設	良好・不備	年 月 日			
避難施設	良好・不備	年 月 日			
火気使用設備・器具	良好・不備	年 月 日			
電気設備	良好・不備	年 月 日			
危険物施設	良好・不備	年 月 日			

消防用設備等自主点検チェック表

(凡例) ○ 良 × 不備・欠陥 改修日(/)

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 年 月 日実施	(1) 決められた設置場所に置いてあるか	
	(2) 消火薬剤の漏れ、容器の変形、損傷、腐食等ないか	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか(圧力計のないものもあります)	
屋内消火栓設備 年 月 日実施	(1) 使用上の障害となる物品はないか	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか	
	(4)	
スプリンクラー設備 年 月 日実施	(1)	
	(2)	
	(3)	
	(4)	
	(5)	
水噴霧 泡 不活性ガス ハロゲン化物 粉末 } 消火設備 年 月 日実施	(1)	
	(2)	
	(3)	
	(4)	保安上
	(5) の注意事項が明確に記載されているか	
	(6) 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「○○消火設備」等の表示が設けてあるか	
	(7) スピーカー及びヘッドに変形、損傷はないか	
屋外消火栓設備 年 月 日実施	(1) 使用上の障害となる物品はないか	
	(2) ホース、ノズルに変形、損傷はないか	
	(3) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか	
動力消防ポンプ 年 月 日実施	(1) 常置場所の周囲に、使用上の障害となるような物がないか	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか	
自動火災報知設備 年 月 日実施	(1) 表示灯は点灯しているか	
	(2) 受信機のスイッチ注意灯が点灯していないか	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか	
ガス漏れ火災警報設備 年 月 日実施	(1) 表示灯は点灯しているか	
	(2) 受信機のスイッチ注意灯が点灯していないか	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか	
漏電火災警報器 年 月 日実施	(1) 電源表示灯は点灯しているか	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ほこり、錆などで固着していないか	
非常ベル 年 月 日実施	(1) 表示灯は点灯しているか	
	(2) 操作上障害となるものがないか	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか	

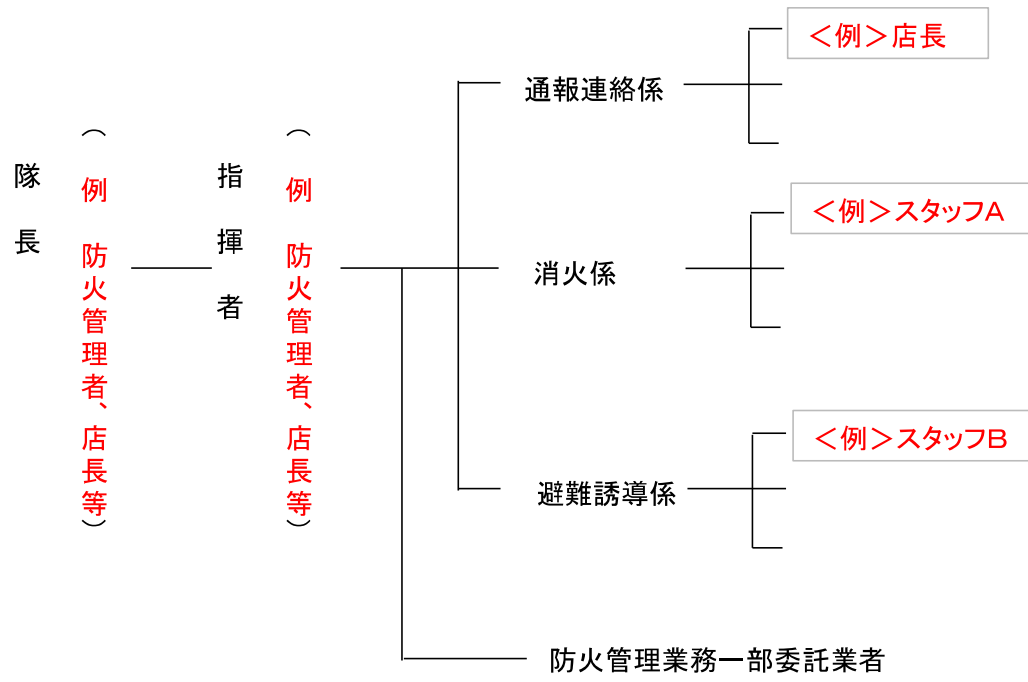
防火管理者が自主点検時に使用する様式ですので、消防計画の届出時は添付のみで内容の記載は不要です。

非常放送設備	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか	
年 月 日実施	(2) 試験的に非常放送により、放送ができるかどうか確認する	
避難器具	(1) 避難に際し、容易に接近できるか	
年 月 日実施	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ開口部をふさいでいないか	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか	
誘導灯	(1) 改装等により設置位置が不適正になっていないか	
年 月 日実施	(2) 不点灯、ちらつき等がないか	
	(3) 誘導灯の周囲には間仕切り、衝立、ロッカーなどがあって障害となっていないか	
	(4) 外箱及び表示面は変形、損傷、脱落、汚損などがなく、かつ適正な取り付け状態であるか	
	消防用水	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか
年 月 日実施	(2) 道路から吸管投入口又は採水口まで消防自動車の進入路が確保されているか	
	(3) 地下式の防火水そう、池等は水量が著しく減少していないか	
	連結散水設備	(1) 送水口の周囲は消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となるものがないか
年 月 日実施	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか	
	(4) 散水ヘッドの周囲には散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか	
	連結送水管	(1) 送水口の周囲は消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となるものがないか
年 月 日実施	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか	
	(5) ホース格納箱内のホース、ノズルに変形、損傷はないか	
	非常コンセント設備	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか
年 月 日実施	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか	
	(3) 表示灯は点灯しているか	
	備 考	

検査実施者氏名 _____

防火管理者確認 _____

自衛消防隊編成表



避難経路図

※ 各階平面図に矢印で各部分から避難口、避難階段等までの避難経路を記入する